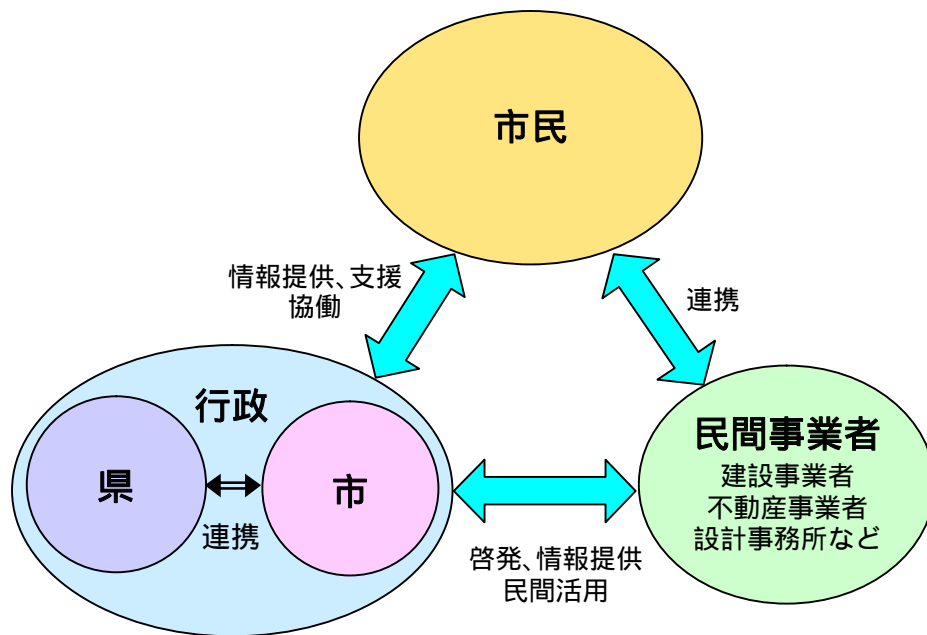


第8章 計画の実現に向けて

8-1. 施策推進に係る役割分担

本計画の施策の推進に当たっては、市民や行政等の様々な主体を含めたより広範な取り組みを展開していく必要があります。そのためには、住まい・まちづくりの主役である「市民」、住宅の主要な供給者である「民間事業者」、住宅施策の立案と推進を行う「行政」といった様々な主体が、それぞれの役割を果たしつつ、各主体が対等の立場で相互に連携、協働していくことが重要です。



市民の役割

市民は、個人の多様な価値観に基づき、情報の適切な選択など健全な住宅市場での自立的な行動が重要であることを十分理解したうえで、自らの住生活の安定や向上に努めるものとします。

また、住宅が個人の資産のみならず、地域の環境、安全、景観及び文化などの重要な要素となる社会的性格を有することを十分に理解し、地域の良好な住環境形成の主要な担い手として、住まい・まちづくりに積極的に取り組むものとします。

民間事業者の役割

民間事業者は、住宅市場において主要な役割を担っており、自らの供給する住宅がその品質や性能及び将来にわたる地域の住環境の水準を決定するとともに、流通・管理等を含めた住宅関連サービスの提供が市民の豊かな住生活の実現を大きく左右する

ことを十分認識したうえで、市民ニーズや地域のまちづくりに配慮して良質な住宅の供給を進めていくものとします。

また、消費者保護やコスト低減など社会的要請に応じて、市民が適正な価格で多様な居住が選択できるよう、事業活動において正確かつ適切な情報の提供等を進め、健全な住宅市場の形成に努めるものとします。

市の役割

市は、自らの判断と責任に基づき、地域の個別のニーズに応じてきめ細やかに施策を展開していくものとします。とりわけ、福祉的要素のある施策や個々の地域に対する施策等は、地域の実情に応じて進めることが重要であり、市が主体的・自立的に取り組んでいくものとします。

県の役割

全県又は広域に展開する施策は、県が中心となり市と連携して取り組みます。また、モデル的・先進的な施策については、全県又は広域を対象として公平に展開するものは、県が中心となって実施し、地域固有の特性等に基づくものはその普及・拡大を図る意味から、市の取組みを支援します。

8 - 2 . 市民等と行政の協働による取組みの推進

1 協働による取組みの拡充

これからの住まいづくり・まちづくりにおいては、既存ストックを活かしながら、生活者の視点を踏まえたきめ細やかな取組みを積み重ねていくことが重要となっています。そして、その具体的な取組みに際しては、これまでの行政が主な担い手であるという発想から、市民・事業者等も担い手であるという発想への転換を図りながら、相互に役割を担うことが求められています。

よって、本計画の実現に向けては、市民・事業者等と行政が適切な役割分担のもと話し合い、協力しながら進めていく「協働」による取組みを拡充していきます。

2 効率的かつ効果的な事業の実施

事業の実施に当たっては、既存のストックの有効活用や事業効果等を勘案し、効率的かつ効果的な事業の実施を図ります。

また、民間事業者の持つノウハウをはじめ民間活力を活用するなど、新しい事業手法の導入についても検討します。

3 関連事業との連携と推進体制の充実

本計画は、市民の住生活全般にかかわる計画であるため、これを実現していくために加東市の重要な施策として、横断的な取組みを推進します。